

2026年(令和8年)道路交通法改正について



高見 博道 議員
(令和新風加西)



問 このたび、自転車の青切符、仮免許の受験年齢の引き下げ、自動車が自転車を追い越す際の新ルールなど、道路交通法が改正されたが、加西市としての対応は。

答 令和8年4月1日から、自転車の交通違反についても青切符制度が適用となります。市民への周知につきましては、令和8年1月の区長発送で青切符導入のお知らせチラシを隣保回覧しています。今後も、警察、関係機関と連携しながら、啓発用チラシを配布する等の周知を進めていきます。

いと考えているところです。

問 生活道路、いわゆるセンターラインがなく速度標識のない道路については、法定速度が30キロまで引き下げられるが、市民にどのように周知して対応していくのか。

答 令和8年9月1日から生活道路における車の速度制限がこれまでの時速60キロから時速30キロへと大きく下げられます。標識のない道路を走る際にはセンターラインがなければ30キロ、センターラインがあれば60キロと判断して運転していくことになります。市民の皆さんへの周知というのは非常に大事になってきます。改正法は施行が9月になりますので、警察、関係機関と連携しながら、広報かさい、区長発

送、ライフナビ等で周知をしようと考えているところです。

問 公用車を運転する職員への対応はどのようにするのか。

答 加西警察署の協力を得て研修を開催したいと考えています。職員が道路交通法の改正内容を理解し、これまで以上に安全運転を心がけ事故防止につなげるよう努めていきます。

■その他の質問項目

- ・ 泉統合小学校について
- ・ 在田南部地区圃場整備事業について
- ・ 加西インター産業団地と周辺の開発について



土本 昌幸 議員
(公明党)



働き方改革について (カスタマーハラスメント)

問 厚生労働省は改正労働施策総合推進法の施行日を令和8年10月1日に決めました。自治体では東京都が全国初で制定し、その後、北海道や群馬県、三重県桑名市等が制定して、全国的に制定の動きがあります。教員不足が顕著な地方においては、可能な限りの対応が必要です。カスタマーハラスメントについては、職員や教職員に対する保護もありますが条例を制定すると、市民のためにもなると考えます。例えば、面接時間や繰り返しの回数制限等を取り決めれ

ば、双方の負担軽減につながります。ただし、職員、教職員の対応能力の向上は当然必要ですが、すぐには対応できないことが多いと思います。また、教育現場は限られた場所で、本庁とは少し違うと考えます。働き方改革の一環として、特に教職員の不足について取組を進める必要があると考えますが当局の見解を求めます。

答 学校では保護者や地域の方からの過度な要求が多々あります。教員の丁寧な対応によって納得いただける場合もあれば、話し合いが長時間に及ぶ場合もあります。管理職が対応に当たることも多いですが、管理職も担当職員も神経をすり減らし、大変苦勞しています。学校では複数名で対応したり、一定時間を過ぎた場合

は、取りあえずその日は帰っていただいたり電話を切ったりというルールを決めていますが、組織的な対応ができていない状態だと言えます。組織的な対応として、ハラスメント対策を先進的に行っている自治体や学校の例を参考に、まずは学校現場でも一定のルールづくりが必要ではないかと考えています。

■その他の質問事項

- ・ 市長施政方針について
 - 地域づくり
 - 大型事業の整備
 - 子どもの教育の充実
 - 活力とにぎわいのあるまちを育む
 - 快適に暮らせる安全な社会をつくる
 - とともに活躍し、まちの魅力を高める